

半 期 報 告 書

(第36期中) 自 平成19年 3 月 1 日
至 平成19年 8 月31日

株式会社カルラ

(431455)

第36期中（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社カルラ

目 次

頁

第36期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	5
3 【対処すべき課題】	7
4 【経営上の重要な契約等】	7
5 【研究開発活動】	7
第3 【設備の状況】	8
1 【主要な設備の状況】	8
2 【設備の新設、除却等の計画】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	13
3 【役員の状況】	13
第5 【経理の状況】	14
1 【中間連結財務諸表等】	15
2 【中間財務諸表等】	16
第6 【提出会社の参考情報】	40
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	41
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成19年11月27日
【中間会計期間】	第36期中(自 平成19年 3 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)
【会社名】	株式会社カルラ
【英訳名】	Karula Co., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井 上 修 一
【本店の所在の場所】	宮城県黒川郡富谷町成田九丁目 2 番地 9
【電話番号】	022(351)5888
【事務連絡者氏名】	総務担当取締役 清 水 あさ子
【最寄りの連絡場所】	宮城県黒川郡富谷町成田九丁目 2 番地 9
【電話番号】	022(351)5888
【事務連絡者氏名】	総務担当取締役 清 水 あさ子
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 9 号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第34期中	第35期中	第36期中	第34期	第35期
会計期間	自 平成17年 3月1日 至 平成17年 8月31日	自 平成18年 3月1日 至 平成18年 8月31日	自 平成19年 3月1日 至 平成19年 8月31日	自 平成17年 3月1日 至 平成18年 2月28日	自 平成18年 3月1日 至 平成19年 2月28日
売上高 (千円)	4,441,169	5,299,060	5,057,608	8,937,752	10,127,122
経常利益 (千円)	302,383	321,290	50,333	474,219	323,821
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△) (千円)	139,324	131,967	△107,238	228,993	85,253
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,193,439	1,199,456	1,200,854	1,198,989	1,200,122
発行済株式総数 (株)	5,726,112	5,780,312	5,792,912	5,776,112	5,786,312
純資産額 (千円)	3,128,810	3,270,805	3,031,659	3,224,811	3,224,757
総資産額 (千円)	6,741,265	7,342,676	7,320,065	6,554,481	7,419,165
1株当たり純資産額 (円)	547.70	567.18	524.56	559.61	558.61
1株当たり中間(当期) 純利益又は中間純損失 (△) (円)	24.52	22.89	△18.56	40.10	14.78
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益 (円)	24.14	22.72	—	39.81	14.69
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	15.00	15.00
自己資本比率 (%)	46.4	44.5	41.4	49.2	43.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	281,445	609,119	329,073	558,286	709,215
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△774,327	△738,998	△220,410	△1,554,456	△1,249,170
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△149,310	352,056	△47,549	△242,562	707,389
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	865,111	490,748	497,118	268,570	436,005
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	320 (768)	367 (959)	368 (1,057)	312 (865)	332 (1,017)

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社がないため、記載しておりません。
- 4 第34期中においては、平成17年4月20日付をもって1株を2株に分割しております。
- 5 従業員数欄の平均臨時雇用者数は、1日8時間で換算した中間会計期間又は事業年度の平均人員を()内に外書きで記載しております。
- 6 第36期中においては、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については潜在株式は存在しますが1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年8月31日現在

従業員数(人)	368(1,057)
---------	------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)を()外数で記載しております。
2 従業員数が前期末に比べ、36名(臨時雇用者数は40名)増加しておりますが、これは業容拡大に伴う定期採用及び中途採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）におけるわが国の経済は、堅調な企業業績を背景に景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、個人消費は、原油価格の高騰、社会保障費の負担増加等、依然として不安定な状況下で推移しており、力強さに欠ける状況であります。

このような経済状況のもと、外食業界におきましては、既存店の売上高減少を補完するための新業態や新規出店の加速に伴う店舗数の増加及び中食市場との競争激化など、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社は、当中間会計期間において、和風レストラン「まるまつ」一関店（岩手県）、福島南店（福島県）、青森東店（青森県）、及び江俣店（山形県）を新規出店し、当中間期末における店舗数は「まるまつ」109店舗、とんかつ店 6店舗、日本そば店 5店舗、回転すし 3店舗、かに料理店 2店舗、その他 3店舗で合計128店舗となりました。

当中間会計期間における既存店売上高につきましては、弊社ホームページ掲載の売上高推移速報にありますように、主力業態店である「まるまつ」が対前年同期比86.8%、その他の業態を含めた全店ベースで対前年同期比88.4%となり、売上高5,057百万円と前年同期比241百万円の減収（前年同期比4.6%減）となりました。

売上原価につきましては、仕入コストの削減等により売上高構成比0.9ポイント改善いたしました。販売費及び一般管理費につきましては、雇用人員の増加に伴い人件費が同2.8ポイント上昇、キャッシュバックキャンペーン等販促活動の強化による販売促進費が同1.7ポイント上昇し、また、新規出店に伴い地代家賃が同1.5ポイント、減価償却費が同0.3ポイント上昇いたしました。

これらの結果、営業利益は63百万円と前年同期比250百万円の減益（同79.8%減）となり、経常利益は、50百万円と前年同期比270百万円の減益（同84.3%減）となりました。中間純損益につきましては、閉店も含め不採算店舗の見直しを進めており、当下期において売却及び閉店を予定している店舗について減損損失42百万円、退店損失17百万円、保証金損失3百万円の特別損失を計上したこと及び繰延税金資産の取り崩し68百万円が発生したこと等により107百万円の損失となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期末における現金及び現金同等物（以下、資金という）は、前事業年度末より61百万円増加し、当中間会計期末の残高は497百万円となりました。

また、当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果得られた資金は329百万円（前年同期比280百万円の資金の減少）となりました。これは主に減価償却費として261百万円を計上したこと、仕入債務の増加額が92百万円あったこと等によります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果使用した資金は220百万円（前年同期比518百万円の資金の増加）となりました。これは主に有形固定資産の取得によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動の結果減少した資金は47百万円（前年同期比399百万円の資金の減少）となりました。これは主に長期借入金の借入による収入600百万円、長期借入金の返済による支出497百万円、配当金の支払による支出85百万円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	金額(千円)	前年同期比(%)
スープ類 小計	88,458	114.5
(内訳) もりつゆ	30,050	119.1
かけつゆ	22,843	92.6
ラーメンスープ	8,257	113.1
その他のスープ	27,307	136.3
米飯・麺類	61,998	85.9
野菜類	18,698	43.5
魚介類	18,649	73.4
卵水	13,640	99.8
肉類	6,076	82.8
その他	56,747	50.8
合計	264,268	75.4

(注) 1 金額は製造原価によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当中間会計期間の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

A 原料仕入実績

品目別	金額(千円)	前年同期比(%)
調味料	42,929	64.1
節類(かつお節等)	26,199	102.4
肉類	20,042	81.8
水産品	11,047	20.2
青果物類	9,549	77.0
液卵	8,087	81.2
製粉	6,308	64.8
その他	61,799	96.9
合計	185,963	69.4

(注) 1 金額は仕入価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

B 商品仕入実績

品目別	金額(千円)	前年同期比(%)
水産加工品	290,536	96.4
農産加工品	232,535	123.4
飲料	193,399	97.6
畜産加工品	174,822	112.2
米穀・麺類	134,762	69.0
青果物	66,914	185.1
その他	198,234	63.6
合計	1,291,205	93.1

(注) 1 金額は仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社は店舗の販売予測に基づき見込み生産を行っておりますので、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を業態別に示すと、次のとおりであります。

A 業態別販売実績

業態別	金額(千円)	前年同期比(%)
和風ファミリーレストラン	4,310,983	96.2
日本そば店	220,433	105.7
かに料理店	141,215	92.8
回転すし	139,433	85.0
とんかつ店	132,328	101.9
和風居酒屋	41,801	52.0
その他	71,412	85.5
合計	5,057,608	95.4

(注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

B 県別販売実績

地域県別		金額(千円)	前年同期比(%)
東北地方	宮城県(注1)	2,199,058	89.6
	青森県	204,491	129.3
	岩手県	484,298	113.7
	秋田県	150,804	118.3
	山形県	267,552	125.3
	福島県	672,567	110.2
小計		3,978,773	99.7
関東地方	栃木県	580,572	89.0
	茨城県	232,383	80.3
	群馬県	132,146	68.7
	埼玉県	60,327	59.5
小計		1,005,429	81.4
甲信越地方	新潟県	73,405	100.5
小計		73,405	100.5
合計		5,057,608	95.4

- (注) 1 本社分につきましては、僅少であることや地域を特定することが困難であるため、宮城県に含めて記載しております。
- 2 金額は販売価格によっております。
- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設のうち完了したものは、次のとおりであります。

店舗名等	所在地	設備の内容	設備投資額 (千円)	完了年月	増加客席 (席)
「まるまつ」 一関店	岩手県一関市	店舗設備一式	64,383	平成19年3月	112
「まるまつ」 福島南店	福島県福島市	店舗設備一式	62,094	平成19年3月	112
「まるまつ」 青森東店	青森県青森市	店舗設備一式	65,585	平成19年4月	128
「まるまつ」 江俣店	山形県山形市	店舗設備一式	50,323	平成19年7月	112

- (注) 1 設備投資総額には建設協力金、敷金及び保証金を含んでおります。なお、建設協力金については貸付金として処理しております。
- 2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- (2) 当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等は、次のとおりであります。

店舗名等	所在地	設備の内容	帳簿価額(千円)	除却等の予定年月
「かに政宗」 駅前店	宮城県仙台市	建物、器具備品売却	26,363	平成19年10月31日
「まるまつ」 八乙女店	宮城県仙台市	建物除却	15,895	平成20年2月29日

- (注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,792,912	5,792,912	ジャスダック 証券取引所	—
計	5,792,912	5,792,912	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成15年2月24日臨時株主総会決議によるもの

		中間会計期間末現在 (平成19年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数		50個	50個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		—	—
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数		30,000株	30,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注1)(注2)		111円	同左
新株予約権の行使期間		平成17年2月25日から 平成23年2月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	1株につき 111円	同左
	資本組入額	1株につき 111円	同左
新株予約権の行使の条件		権利行使時において、当社 又は当社子会社の取締役、 監査役もしくは従業員の地 位にあること。ただし、定 年、任期満了、又は、会社 都合によりこれらの地位を 失った場合はこの限りでは ない。	
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		—	—

(注) 1 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数は調整される。ただし、かかる調整は、当該時点において新株予約権の発行対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

又、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、あるいは、資本減少を行う場合、その他これらに準じて新株予約権の目的た

る株式の数を調整する必要がある場合にも、必要かつ合理的な範囲で、株式の数を適切に調整することができる。

- 2 新株予約権の発行日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、それぞれの効力発生の時をもって次に定める算式(以下、「払込価額調整算式」という。)により、払込価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(i) 当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われる場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (ii) 当社が当社普通株式につき、1株当たり時価を下回る価額で新株式の発行(ただし、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)又は自己株式の処分を行う場合は、次に定める算式により払込価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記において「1株当たり時価」とは、調整後払込価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における最終価格の平均値金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。ただし、当社の株式の公開前においては、その時点における調整前払込価額を時価とみなすものとする。

又、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、その他の場合には、調整後払込価額を適用する日の1ヶ月前の日における発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読替えるものとする。

上記の他、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、あるいは、資本減少を行う場合、その他これらに準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整する必要がある場合にも、必要かつ合理的な範囲で、払込価額を適切に調整することができる。

②平成17年5月28日定時株主総会決議によるもの

		中間会計期間末現在 (平成19年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数		901個	901個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		—	—
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数		90,100株	90,100株
新株予約権の行使時の払込金額(注1)(注2)		1,216円	同左
新株予約権の行使期間		平成19年6月1日から 平成21年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	1株につき1,216円	同左
	資本組入額	1株につき608円	同左
新株予約権の行使の条件		権利行使時において、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあること。ただし、定年、任期満了、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。	
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		—	—

(注) 1 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数は調整される。ただし、かかる調整は、当該時点において新株予約権の発行対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨て

るものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

又、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、あるいは、資本減少を行う場合、その他これらに準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整する必要がある場合にも、必要かつ合理的な範囲で、株式の数を適切に調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「払込価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日は除く)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は、切り上げ)、または発行日の前日の終値(当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行、移転(新株予約権の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年3月1日～ 平成19年8月31日	6,600	5,792,912	732	1,200,854	—	938,559

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
井上 修一	宮城県仙台市泉区	1,869	32.26
井上 啓子	宮城県仙台市泉区	663	11.46
井上 純子	宮城県仙台市泉区	149	2.58
カルラ従業員持株会	宮城県黒川郡富谷町成田9丁目2-9	133	2.30
斉藤 京子	宮城県黒川郡富谷町	87	1.52
井上 善行	宮城県仙台市泉区	46	0.80
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11-1	35	0.62
ジェーピー・モルガン・チェース・バンク 380084 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	33	0.59
菊池 公利	宮城県仙台市泉区	30	0.52
清水 あさ子	宮城県黒川郡富谷町	23	0.40
計	—	3,072	53.05

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,778,500	57,785	—
単元未満株式	普通株式 912	—	—
発行済株式総数	5,792,912	—	—
総株主の議決権	—	57,785	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が900株含まれております。また、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の9個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カルラ	宮城県黒川郡富谷町成田 9丁目2番地9	13,500	—	13,500	0.23
計	—	13,500	—	13,500	0.23

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	655	591	588	580	579	513
最低(円)	587	512	538	562	508	465

(注) 最高・最低株価はジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (商品・商品開発担当)	常務取締役 (商品・店舗開発・商品開発担当)	長谷川利弘	平成19年11月13日

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の中間財務諸表について、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表の作成は行っておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年 8 月31日)		当中間会計期間末 (平成19年 8 月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年 2 月28日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		490,748		497,118		436,005	
2 売掛金		4,159		4,696		3,825	
3 たな卸資産		169,855		151,971		152,065	
4 その他		212,153		198,201		182,540	
5 貸倒引当金		△69		△67		△117	
流動資産合計			876,847 11.9		851,920 11.6		774,318 10.4
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	※1, 2						
1 建物		2,354,576		2,352,954		2,402,373	
2 土地		1,667,689		1,667,689		1,667,689	
3 器具備品		488,601		469,983		484,164	
4 その他		238,394		227,494		236,238	
有形固定資産合計		4,749,260		4,718,122		4,790,464	
(2) 無形固定資産		104,436		93,562		98,082	
(3) 投資その他の資産							
1 長期貸付金		595,128		659,908		659,822	
2 敷金・保証金		746,917		751,987		767,564	
3 その他		270,084		244,563		328,913	
投資その他の資産 合計		1,612,131		1,656,459		1,756,300	
固定資産合計			6,465,828 88.1		6,468,144 88.4		6,644,847 89.6
資産合計			7,342,676 100.0		7,320,065 100.0		7,419,165 100.0

		前中間会計期間末 (平成18年 8 月31日)			当中間会計期間末 (平成19年 8 月31日)			前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年 2 月28日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1 買掛金		303,002			289,508			196,644		
2 1年内返済予定 長期借入金	※2,3	764,772			851,102			892,946		
3 1年内償還予定社債		60,000			60,000			60,000		
4 未払法人税等		140,863			37,136			64,483		
5 賞与引当金		4,200			14,206			15,000		
6 その他	※4	556,782			467,180			483,191		
流動負債合計			1,829,621	24.9		1,719,133	23.5		1,712,265	23.1
II 固定負債										
1 社債		60,000			—			30,000		
2 長期借入金	※2,3	1,903,920			2,352,958			2,208,560		
3 長期未払金		260,681			202,330			229,182		
4 その他		17,647			13,983			14,400		
固定負債合計			2,242,249	30.6		2,569,271	35.1		2,482,142	33.4
負債合計			4,071,870	55.5		4,288,405	58.6		4,194,408	56.5
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金			1,199,456	16.3		1,200,854	16.4		1,200,122	16.2
2 資本剰余金										
(1) 資本準備金		938,559			938,559			938,559		
資本剰余金合計			938,559	12.8		938,559	12.8		938,559	12.7
3 利益剰余金										
(1) 利益準備金		18,848			18,848			18,848		
(2) その他利益剰余金										
別途積立金		66,500			66,500			66,500		
繰越利益剰余金		1,076,973			836,429			1,030,259		
利益剰余金合計			1,162,321	15.8		921,777	12.6		1,115,608	15.0
4 自己株式			△29,532	△0.4		△29,532	△0.4		△29,532	△0.4
株主資本合計			3,270,805	44.5		3,031,659	41.4		3,224,757	43.5
純資産合計			3,270,805	44.5		3,031,659	41.4		3,224,757	43.5
負債純資産合計			7,342,676	100.0		7,320,065	100.0		7,419,165	100.0

② 【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成18年 8 月31 日)		当中間会計期間 (自 平成19年 3 月 1 日 至 平成19年 8 月31 日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成19年 2 月28 日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)	
I 売上高			5,299,060	100.0		5,057,608	100.0
II 売上原価			1,670,697	31.5		1,549,779	30.6
売上総利益			3,628,362	68.5		3,507,829	69.4
III 販売費及び一般管理費			3,315,162	62.6		3,444,690	68.2
営業利益			313,200	5.9		63,139	1.2
IV 営業外収益	※1		44,510	0.8		24,218	0.5
V 営業外費用	※2		36,420	0.6		37,024	0.7
経常利益			321,290	6.1		50,333	1.0
VI 特別利益	※3		519	0.0		—	—
VII 特別損失	※4,5		63,244	1.2		63,026	1.3
税引前中間(当期) 純利益又は税引前 中間純損失(△)			258,566	4.9		△12,693	△0.3
法人税、住民税 及び事業税		131,070			26,456		154,552
法人税等調整額		△4,471	126,599	2.4	68,088	94,545	1.8
中間(当期)純利益又 は中間純損失(△)			131,967	2.5		△107,238	△2.1

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年 3 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)

項目	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
					別途積立 金	繰越利益 剰余金				
平成18年 2 月28日 残高(千円)	1, 198, 989	938, 559	938, 559	18, 848	66, 500	1, 031, 445	1, 116, 793	△29, 532	3, 224, 811	3, 224, 811
中間会計期間中の 変動額										
①新株の発行	466	—	—	—	—	—	—	—	466	466
②剰余金の配当	—	—	—	—	—	△86, 439	△86, 439	—	△86, 439	△86, 439
③中間純利益	—	—	—	—	—	131, 967	131, 967	—	131, 967	131, 967
中間会計期間中の 変動額合計(千円)	466	—	—	—	—	45, 528	45, 528	—	45, 994	45, 994
平成18年 8 月31日 残高(千円)	1, 199, 456	938, 559	938, 559	18, 848	66, 500	1, 076, 973	1, 162, 321	△29, 532	3, 270, 805	3, 270, 805

当中間会計期間(自 平成19年 3 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)

項目	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					別途積立 金	繰越利益 剰余金				
平成19年 2 月28日 残高(千円)	1, 200, 122	938, 559	938, 559	18, 848	66, 500	1, 030, 259	1, 115, 608	△ 29, 532	3, 224, 757	3, 224, 757
中間会計期間中の 変動額										
①新株の発行	732	—	—	—	—	—	—	—	732	732
②剰余金の配当	—	—	—	—	—	△86, 592	△86, 592	—	△86, 592	△86, 592
③中間純損失	—	—	—	—	—	△107, 238	△107, 238	—	△107, 238	△107, 238
中間会計期間中の 変動額合計(千円)	732	—	—	—	—	△193, 830	△193, 830	—	△193, 097	△193, 097
平成19年 8 月31日 残高(千円)	1, 200, 854	938, 559	938, 559	18, 848	66, 500	836, 429	921, 777	△29, 532	3, 031, 659	3, 031, 659

前事業年度(自 平成18年 3 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)

項目	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
					別途積立 金	繰越利益 剰余金				
平成18年 2 月28日 残高(千円)	1, 198, 989	938, 559	938, 559	18, 848	66, 500	1, 031, 445	1, 116, 793	△29, 532	3, 224, 811	3, 224, 811
事業年度中の変動 額										
①新株の発行	1, 132	—	—	—	—	—	—	—	1, 132	1, 132
②剰余金の配当	—	—	—	—	—	△86, 439	△86, 439	—	△86, 439	△86, 439
③当期純利益	—	—	—	—	—	85, 253	85, 253	—	85, 253	85, 253
事業年度中の変動 額合計(千円)	1, 132	—	—	—	—	△1, 185	△1, 185	—	△53	△53
平成19年 2 月28日 残高(千円)	1, 200, 122	938, 559	938, 559	18, 848	66, 500	1, 030, 259	1, 115, 608	△29, 532	3, 224, 757	3, 224, 757

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年 3 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税引前中間(当期)純利益又は税引前中間 純損失(△)		258,566	△12,693	214,011
2 減価償却費		259,543	261,589	555,070
3 減損損失		15,322	42,258	52,586
4 退店損失		—	17,017	—
5 保証金損失		—	3,750	—
6 受取利息		△8,517	△10,586	△18,241
7 支払利息		20,967	29,445	46,230
8 社債利息		306	108	408
9 固定資産除却損		446	—	446
10 固定資産売却損		43,785	—	43,785
11 たな卸資産の減少額(△増加額)		△68,355	93	△50,565
12 仕入債務の増加額(△減少額)		104,817	92,863	△1,541
13 未払消費税等の増加額(△減少額)		24,587	△21,801	46,489
14 その他		86,854	13,381	43,618
小計		738,324	415,426	932,298
15 利息の受取額		8,517	10,586	18,241
16 利息の支払額		△24,068	△31,581	△48,668
17 法人税等の支払額		△113,654	△65,358	△192,656
営業活動による キャッシュ・フロー		609,119	329,073	709,215
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の取得による支出		△692,722	△221,253	△1,094,319
2 有形固定資産の売却による収入		65,000	—	65,592
3 貸付による支出		△69,668	△24,800	△181,152
4 貸付金の回収による収入		21,156	25,901	42,605
5 敷金・保証金の差入による支出		△45,194	△919	△69,240
6 敷金・保証金の返還による収入		12,199	8,752	15,598
7 その他		△29,768	△8,092	△28,253
投資活動による キャッシュ・フロー		△738,998	△220,410	△1,249,170

		前中間会計期間 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年 3 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 社債の償還による支出		△50,000	△30,000	△80,000
2 長期借入金の借入による収入		900,000	600,000	1,700,000
3 長期借入金の返済による支出		△357,526	△497,446	△724,712
4 割賦未払金の支払による支出		△54,444	△34,861	△102,853
5 新株発行による収入		466	732	1,132
6 配当金の支払額		△86,439	△85,974	△86,176
財務活動による キャッシュ・フロー		352,056	△47,549	707,389
IV 現金及び現金同等物の 増加額		222,177	61,113	167,434
V 現金及び現金同等物の 期首残高		268,570	436,005	268,570
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		490,748	497,118	436,005

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年 3 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)	前事業年度 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)
1 資産の評価基準及び評価方法	たな卸資産 商品、原材料及び 貯蔵品 最終仕入原価法 製品 総平均法に基づく原価 法	たな卸資産 商品、原材料及び 貯蔵品 同左 製品 同左	たな卸資産 商品、原材料及び 貯蔵品 同左 製品 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 但し、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建 物(建物附属設備を除 く)については、定額法 によっております。 なお、耐用年数及び 残存価額については、 法人税法に規定する基 準と同一の基準によっ ております。	(1) 有形固定資産 建物(建物附属設備は除く) ①平成10年 3 月31日以前 に取得したもの 旧定率法によっており ます。 ②平成10年 4 月 1 日から 平成19年 3 月31日まで に取得したもの 旧定額法によっており ます。 ③平成19年 4 月 1 日以降 に取得したもの 定額法によっておりま す。 建物以外 ①平成19年 3 月31日以前 に取得したもの 旧定率法によっており ます。 ②平成19年 4 月 1 日以降 に取得したもの 定率法によっておりま す。 なお、耐用年数及び残 存価額については、法人 税法に規定する基準と同 一の基準によっておりま す。 (会計方針の変更) 法人税法の改正((所得 税法等の一部を改正する 法律 平成19年 3 月30日 法律第 6 号)及び(法人税 法施行令の一部を改正す る法令 平成19年 3 月30 日政令第83号))に伴い、 平成19年 4 月 1 日以降に 取得したものについて は、改正後の法人税法に 基づく方法に変更してお ります。 これに伴い、前中間会 計期間と同一の方法によ	(1) 有形固定資産 定率法 但し、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建 物(建物附属設備を除 く)については、定額法 によっております。 なお、耐用年数及び 残存価額については、 法人税法に規定する基 準と同一の基準によっ ております。

		った場合と比べ、販売費及び一般管理費が1,602千円増加し、営業利益、経常利益がそれぞれ同額減少し、税引前中間純損失が同額増加しております。	
	(2) 無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェア(自社利用分)については社内の利用可能期間(5年)にわたり償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
4 リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借 主に移転すると認められる ものの以外のファイナンス・ リース取引については、通 常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によって おります。	同左	同左
5 ヘッジ会計の方針	(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについて は、特例処理の要件を満 たしておりますので、特 例処理を採用しておりま す。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対 象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金の利息 (3) ヘッジ方針 借入金に係る金利変動 リスクをヘッジすること を目的として、実需の範 囲内でデリバティブ取引 を利用しております。 (4) ヘッジ有効性の評価の 方法 ヘッジ手段とヘッジ対 象に関する重要な条件が 同一であるため、有効性 の評価は省略しておりま す。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対 象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性の評価の 方法 同左	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対 象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性の評価の 方法 同左
6 中間キャッシュ・ フロー計算書(キャ ッシュ・フロー計 算書)における資金 の範囲	中間キャッシュ・フロー 計算書における資金(現金及 び現金同等物)は、手許現 金、随時引き出し可能な預 金及び容易に換金可能であ り、かつ、価値の変動につ いて僅少なリスクしか負わ ない取得日から3ヶ月以内 に償還期限の到来する短期 投資からなっております。	同左	キャッシュ・フロー計算 書における資金(現金及び現 金同等物)は、手許現金、随 時引き出し可能な預金及び 容易に換金可能であり、か つ、価値の変動について僅 少なリスクしか負わない取 得日から3ヶ月以内に償還 期限の到来する短期投資か らなっております。
7 その他中間財務諸 表(財務諸表)作成 のための基本とな る重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっておりま す。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

前中間会計期末 (平成18年 8 月31日現在)	当中間会計期末 (平成19年 8 月31日現在)	前事業年度末 (平成19年 2 月28日現在)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これにより税引前中間純利益が15,322千円減少しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。	—	(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これにより税引前当期純利益が52,586千円減少しております。 なお、減損損失累計額については、当該資産の金額から直接控除しております。
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,270,805千円です。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	—	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,224,757千円であり、同会計基準を適用した場合と同額であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。
—	—	(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 8 月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 8 月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。

		これによる損益に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。 前事業年度において資本に対する控除項目として「資本の部」の末尾に表示しておりました「自己株式」は、当事業年度から「株主資本」に対する控除項目として「株主資本」の末尾に表示しております。
—	—	(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度から、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び、「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年 3 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)
(中間貸借対照表) 前中間会計期間において有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「器具備品」(前中間会計期間223,799千円)については、資産総額の100分の5超となったため、当中間会計期間より区分掲載しております。	—

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年 8 月31日現在)	当中間会計期間末 (平成19年 8 月31日現在)	前事業年度末 (平成19年 2 月28日現在)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 1, 902, 746千円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 2, 408, 644千円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 2, 150, 396千円
※ 2 担保に供している資産 土地及び建物取得のための借入金1, 392, 710千円(1 年以内返済予定の長期借入金341, 840千円、長期借入金1, 050, 870千円)の担保に供しているものは、次のとおりであります。 建物 595, 768千円 土地 1, 590, 967千円 <u>計 2, 186, 735千円</u>	※ 2 担保に供している資産 土地及び建物取得のための借入金638, 330千円(1 年以内返済予定の長期借入金181, 840 千 円、長 期 借 入 金456, 490千円)の担保に供しているものは、次のとおりであります。 建物 541, 690千円 土地 1, 360, 567千円 <u>計 1, 902, 258千円</u>	※ 2 担保に供している資産 土地及び建物取得のための借入金555, 250千円(1 年以内返済予定の長期借入金197, 840 千 円、長 期 借 入 金357, 410千円)の担保に供しているものは、次のとおりであります。 建物 556, 736千円 土地 1, 360, 567千円 <u>計 1, 917, 303千円</u>
※ 3 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 6 行と貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間会計期間末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 1, 100, 000千円 借入金実行残高 300, 000千円 <u>差引額 800, 000千円</u>	※ 3 —	※ 3 —
※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※ 4 消費税等の取扱い 同左	—

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)																																																																																													
※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 8,517千円 受取販売協力金 24,296千円 賃貸収入 5,488千円 ※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 20,967千円 社債利息 306千円 賃貸費用 2,777千円 株式交付費 335千円 ※3 特別利益のうち主要なもの 工具器具備品等 売却益 519千円 ※4 特別損失のうち主要なもの 土地売却損 34,126千円 建物売却損 12,032千円 その他売却損 1,316千円 減損損失 15,322千円 ※5 減損損失 当中間会計期間において、以下の 資産について減損損失を計上してお ります。 (単位：千円)	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 10,586千円 受取販売協力金 6,933千円 賃貸収入 3,489千円 ※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 29,445千円 社債利息 108千円 賃貸費用 2,496千円 株式交付費 58千円 ※3 — ※4 特別損失のうち主要なもの 減損損失 42,258千円 退店損失 17,017千円 保証金損失 3,750千円 ※5 減損損失 当中間会計期間において、以下の 資産について減損損失を計上してお ります。 (単位：千円)	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 18,241千円 受取販売協力金 42,447千円 賃貸収入 11,638千円 ※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 46,230千円 社債利息 408千円 賃貸費用 5,444千円 株式交付費 450千円 ※3 特別利益のうち主要なもの 工具器具備品等 売却益 519千円 ※4 特別損失のうち主要なもの 減損損失 52,586千円 土地売却損 31,772千円 建物売却損 14,036千円 ※5 減損損失 当事業年度において、以下の資産 について減損損失を計上しておりま す。 (単位：千円)																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>店舗名</th><th>種類</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まるまつ 多賀城店</td><td>建物</td><td>3,020</td></tr> <tr> <td></td><td>器具備品</td><td>264</td></tr> <tr> <td></td><td>リース資産</td><td>3,599</td></tr> <tr> <td>魚膳 桜ヶ丘店</td><td>建物</td><td>3,700</td></tr> <tr> <td></td><td>構築物</td><td>258</td></tr> <tr> <td></td><td>器具備品</td><td>267</td></tr> <tr> <td></td><td>リース資産</td><td>1,925</td></tr> <tr> <td>かつべえ 広瀬通店</td><td>建物</td><td>1,246</td></tr> <tr> <td></td><td>器具備品</td><td>309</td></tr> <tr> <td></td><td>リース資産</td><td>730</td></tr> </tbody> </table> 当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグループ化し、減損損失の認識を行っております。その結果、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナス、または継続してマイナスとなる見込みである店舗について減損損失15,322千円を特別損失に計上しております。その内訳は、建物7,968千円、構築物258千円、器具備品840千円、リース資産6,254千円であります。 なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを1.96%で割引いて算定した価額を使用しております。	店舗名	種類	金額	まるまつ 多賀城店	建物	3,020		器具備品	264		リース資産	3,599	魚膳 桜ヶ丘店	建物	3,700		構築物	258		器具備品	267		リース資産	1,925	かつべえ 広瀬通店	建物	1,246		器具備品	309		リース資産	730	<table border="1"> <thead> <tr> <th>店舗名</th><th>種類</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まるまつ 八乙女店</td><td>建物</td><td>15,895</td></tr> <tr> <td>かに政宗 駅前店</td><td>建物</td><td>22,187</td></tr> <tr> <td></td><td>器具備品</td><td>4,175</td></tr> </tbody> </table> 当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグループ化し、減損損失の認識を行っております。その結果、閉店が予定されている上記店舗について減損損失42,258千円を特別損失に計上しております。その内訳は、建物38,083千円、器具備品4,175千円であります。 また、回収可能価額は使用価値及び契約により回収が確実な額を使用して算定しております。 なお、閉店までのキャッシュ・フローはマイナスと見込まれるため割引計算はしておりません。	店舗名	種類	金額	まるまつ 八乙女店	建物	15,895	かに政宗 駅前店	建物	22,187		器具備品	4,175	<table border="1"> <thead> <tr> <th>店舗名</th><th>種類</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まるまつ 多賀城店</td><td>建物</td><td>3,020</td></tr> <tr> <td></td><td>器具備品</td><td>264</td></tr> <tr> <td></td><td>リース資産</td><td>3,599</td></tr> <tr> <td>魚膳 桜ヶ丘店</td><td>建物</td><td>3,700</td></tr> <tr> <td></td><td>構築物</td><td>258</td></tr> <tr> <td></td><td>器具備品</td><td>267</td></tr> <tr> <td></td><td>リース資産</td><td>1,925</td></tr> <tr> <td>かつべえ 広瀬通店</td><td>建物</td><td>1,246</td></tr> <tr> <td></td><td>器具備品</td><td>309</td></tr> <tr> <td></td><td>リース資産</td><td>730</td></tr> <tr> <td>まるまつ 伊勢崎店</td><td>建物</td><td>9,683</td></tr> <tr> <td></td><td>器具備品</td><td>8,508</td></tr> <tr> <td>まるまつ 熊谷店</td><td>建物</td><td>9,556</td></tr> <tr> <td></td><td>構築物</td><td>742</td></tr> <tr> <td></td><td>器具備品</td><td>8,773</td></tr> </tbody> </table> 当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグループ化し、減損損失の認識を行っております。その結果、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナス、または継続してマイナスとなる見込みである店舗について減損損失52,586千円を特別損失に計上しております。その内訳は、建物27,207千円、構築物1,001千円、器具備品18,122千円、リース資産6,254千円であります。 なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.10%で割引いて算定した価額を使用しております。	店舗名	種類	金額	まるまつ 多賀城店	建物	3,020		器具備品	264		リース資産	3,599	魚膳 桜ヶ丘店	建物	3,700		構築物	258		器具備品	267		リース資産	1,925	かつべえ 広瀬通店	建物	1,246		器具備品	309		リース資産	730	まるまつ 伊勢崎店	建物	9,683		器具備品	8,508	まるまつ 熊谷店	建物	9,556		構築物	742		器具備品	8,773
店舗名	種類	金額																																																																																													
まるまつ 多賀城店	建物	3,020																																																																																													
	器具備品	264																																																																																													
	リース資産	3,599																																																																																													
魚膳 桜ヶ丘店	建物	3,700																																																																																													
	構築物	258																																																																																													
	器具備品	267																																																																																													
	リース資産	1,925																																																																																													
かつべえ 広瀬通店	建物	1,246																																																																																													
	器具備品	309																																																																																													
	リース資産	730																																																																																													
店舗名	種類	金額																																																																																													
まるまつ 八乙女店	建物	15,895																																																																																													
かに政宗 駅前店	建物	22,187																																																																																													
	器具備品	4,175																																																																																													
店舗名	種類	金額																																																																																													
まるまつ 多賀城店	建物	3,020																																																																																													
	器具備品	264																																																																																													
	リース資産	3,599																																																																																													
魚膳 桜ヶ丘店	建物	3,700																																																																																													
	構築物	258																																																																																													
	器具備品	267																																																																																													
	リース資産	1,925																																																																																													
かつべえ 広瀬通店	建物	1,246																																																																																													
	器具備品	309																																																																																													
	リース資産	730																																																																																													
まるまつ 伊勢崎店	建物	9,683																																																																																													
	器具備品	8,508																																																																																													
まるまつ 熊谷店	建物	9,556																																																																																													
	構築物	742																																																																																													
	器具備品	8,773																																																																																													

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
6 減価償却実施額 有形固定資産 252,804千円 無形固定資産 6,248千円	6 減価償却実施額 有形固定資産 254,248千円 無形固定資産 6,873千円	6 減価償却実施額 有形固定資産 540,229千円 無形固定資産 14,297千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
発行済株式 普通株式	5, 776, 112	4, 200	—	5, 780, 312

(注) 当中間会計期間増加株式数は新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
普通株式	13, 500	—	—	13, 500

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類

普通株式

(2) 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の行使可 能期間	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
平成17年 2 月25日か ら平成23年 2 月26日 まで	46, 800	—	4, 200	42, 600
平成19年 6 月 1 日か ら平成21年 5 月31日 まで	—	100, 000	—	100, 000
合計	46, 800	100, 000	4, 200	142, 600

(注) 1. 当中間会計期間増加株式数は、新株予約権の付与による100,000株であります。

2. 当中間会計期間減少株式数は、新株予約権の行使による4,200株であります。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年 5 月27日 定時株主総会	普通株式	86, 439	15. 00	平成18年 2 月28日	平成18年 5 月28日

当中間会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
普通株式	5,786,312	6,600	—	5,792,912

（注）当中間会計期間増加株式数は新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
普通株式	13,500	—	—	13,500

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権は、会社施行日前にストック・オプションとして付与されたもののみであり、該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月26日 定時株主総会	普通株式	86,592	15.00	平成19年2月28日	平成19年5月29日

前事業年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	5,776,112	10,200	—	5,786,312

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 10,200株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	13,500	—	—	13,500

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権は、会社施行日前にストック・オプションとして付与されたもののみであり、該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月27日 定時株主総会	普通株式	86,439	15.00	平成18年2月28日	平成18年5月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	86,592	15.00	平成19年2月28日	平成19年5月29日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年 3 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)	前事業年度 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成18年 8 月31日)	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成19年 8 月31日)	現金及び現金同等物の期末残高と貸 借対照表に掲記されている科目の金 額との関係 (平成19年 2 月28日)
現金及び預金勘定 <u>490,748千円</u> 現金及び現金同等物 <u>490,748千円</u>	現金及び預金勘定 <u>497,118千円</u> 現金及び現金同等物 <u>497,118千円</u>	現金及び預金勘定 <u>436,005千円</u> 現金及び現金同等物 <u>436,005千円</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)					当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び当中間期末残高相当額					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び当中間期末残高相当額					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額 相当額 (千円)	期末 残高 相当額 (千円)
建物	12,387	6,355	—	6,031	建物	12,387	8,707	—	3,679	建物	12,387	7,531	—	4,855
器具備品	879,588	535,908	840	342,839	器具備品	685,767	487,172	—	198,594	器具備品	805,022	521,917	840	282,265
有形固定資産(その他)	578,653	309,163	5,413	264,077	有形固定資産(その他)	594,563	421,768	—	172,794	有形固定資産(その他)	578,653	352,425	5,413	220,814
無形固定資産	1,655	751	—	904	無形固定資産	2,269	1,636	—	633	無形固定資産	1,655	927	—	727
合計	1,472,284	852,177	6,254	613,852	合計	1,294,987	919,285	—	375,701	合計	1,397,718	882,802	6,254	508,662
②未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 242,462千円 1年超 459,488千円 合計 701,951千円 リース資産減損勘定中間期末残高 4,564千円					②未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 224,774千円 1年超 216,487千円 合計 441,262千円 リース資産減損勘定中間期末残高 —					②未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 1年内 233,477千円 1年超 344,137千円 合計 577,614千円 リース資産減損勘定期末残高 813千円				
③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 157,039千円 リース資産減損勘定の取崩額 1,690千円 減価償却費相当額 140,832千円 支払利息相当額 13,604千円 減損損失 6,254千円					③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 144,501千円 リース資産減損勘定の取崩額 813千円 減価償却費相当額 115,794千円 支払利息相当額 17,086千円 減損損失 —					③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 274,046千円 リース資産減損勘定の取崩額 5,441千円 減価償却費相当額 243,914千円 支払利息相当額 21,093千円 減損損失 6,254千円				
④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。					④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額 同左 ・利息相当額 同左					④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額 同左 ・利息相当額 同左				

(有価証券関係)

前中間会計期間(自平成18年3月1日 至平成18年8月31日)、当中間会計期間(自平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)及び前事業年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末(平成18年8月31日)、当中間会計期間末(平成19年8月31日)及び前事業年度末(平成19年2月28日)

当社が利用しているデリバティブ取引は、全て金利スワップの特例処理を採用しているため、注記の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成18年 8 月31日)

ストック・オプションの内容及び規模

付与対象者の区分及び人数 (名)	従業員 133
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 100,000
付与日	平成18年 4 月28日
権利確定条件	権利行使時において、当社の従業員の地位にあること。ただし、定年、又は、会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	平成19年 6 月 1 日から平成21年 5 月31日まで
権利行使価格 (円)	1,216円
付与日における公正な評価単価 (円)	該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年 3 月 1 日 至 平成19年 8 月31日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年 3 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)

ストック・オプションの内容及び規模

付与対象者の区分及び人数 (名)	①取締役 7 ②従業員 63	従業員 133
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 159,000	普通株式 100,000
付与日	平成15年 5 月16日	平成18年 4 月28日
権利確定条件	権利行使時において、当社又は当子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。ただし、定年、任期满了、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあること。ただし、定年、任期满了、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間	平成17年 2 月25日から平成23年 2 月26日まで	平成19年 6 月 1 日から平成21年 5 月31日まで
権利行使価格 (円)	111	1,216
付与日における公正な評価単価 (円)	該当事項はありません。	同左

(持分法損益等)

前中間会計期間(自平成18年3月1日 至平成18年8月31日)、当中間会計期間(自平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)及び前事業年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

当社には関連会社がないため記載しておりません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自平成18年3月1日 至平成18年8月31日)、当中間会計期間(自平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)及び前事業年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり純資産額 567円18銭	1株当たり純資産額 524円56銭	1株当たり純資産額 558円61銭
1株当たり中間純利益 22円89銭	1株当たり中間純損失 18円56銭	1株当たり当期純利益 14円78銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 22円72銭	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 14円69銭

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
中間貸借対照表(貸借対照表)の純資産の部の合計額(千円)	3,270,805	3,031,659	3,224,757
普通株式に係る純資産額(千円)	3,270,805	3,031,659	3,224,757
普通株式の発行済株式数(千株)	5,780	5,792	5,786
普通株式の自己株式数(千株)	△13	△13	△13
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	5,766	5,779	5,772

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
中間損益計算書(損益計算書)上の中間(当期)純利益又は中間純損失(△)(千円)	131,967	△107,238	85,253
普通株式に係る中間(当期)純利益又は中間純損失(△)(千円)	131,967	△107,238	85,253
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,764	5,790	5,768
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳 新株予約権(千株)	42	—	36
普通株式増加数(千株)	42	—	36
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成17年5月28日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 100,000株	平成17年5月28日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 90,100株	平成17年5月28日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 100,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第35期(自 平成18年 3 月 1 日 至 平成19年 2 月28日)平成19年 5 月29日東北財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月20日

株式会社カルラ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 友 隆 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 孝 夫 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カルラの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第35期事業年度の中間会計期間(平成18年3月1日から平成18年8月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カルラの平成18年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年3月1日から平成18年8月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月22日

株式会社カルラ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 友 隆 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 孝 夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カルラの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第36期事業年度の中間会計期間(平成19年3月1日から平成19年8月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カルラの平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年3月1日から平成19年8月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。